

令和4年度三朝町芸能文化祭開催要項

1 趣旨

- ・町内の各種団体、事業所、集落等で日頃取り組んでいる文化芸術活動の発表の場とします。
- ・また、演じる人、観る人が共に楽しむことにより、活動への意欲を高め、薫り高い文化の創造と継承に努めるものとします。

2 主催

三朝町文化団体連絡協議会

3 日時

令和4年11月27日（日）午後1時から午後3時頃（予定）

4 会場

三朝町総合文化ホール 大ホール

5 内容

大ホールのステージで発表が可能なもの

6 対象

三朝町民、町内各種団体及び事業所、三朝町文化団体連絡協議会加入団体

7 参加費

1団体 20分につき2,000円（子どものみの団体は1,000円）

8 条件

- （1）照明等の舞台効果は希望を取りますが、希望に添えない場合があります。
- （2）写真・ビデオの撮影は可能とします。ただし、SNSなどに投稿する場合は個人情報に十分に配慮してください。
- （3）出演順序につきましては希望をとりますが、主催者の決定に従ってください。なお、出演時間に遅れないよう気をつけてください。
- （4）1団体の持ち時間は20分以内とします。
- （5）出演種目が多数の場合は、出演時間等を調整させていただくことがありますのでご了承ください。
- （6）参加者全員による芸能発表会として、運営の協力をお願いします。
- （7）別記の新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力をお願いします。なお、鳥取県内の感染状況によっては中止となる場合があります。

9 申込み

別紙申込書に記入のうえ、令和4年9月20日（火）までに、期限厳守の上、三朝町教育委員会社会教育課に提出してください。

10 問合せ先

三朝町文化団体連絡協議会事務局（三朝町教育委員会社会教育課）

電話：43-3518／ファクシミリ：43-0647／メール：shakaikyoku@town.misasa.tottori.jp

新型コロナウイルス感染症対策

1 鳥取県作成の「地域イベントにおける新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」に準じた対策を講じた上で開催する。

2 本事業独自の新型コロナウイルス感染防止対策を以下のとおりとする。

(1) 当日の感染予防対策として

ア 共通事項

- ・当日は、必ずマスクを着用すること（スタッフ、関係者含む）。
- ・こまめな手指消毒を励行すること。
- ・事業当日の7日前までの間（事業当日含む）までに以下の事項に該当がある者は参加を中止すること。

①	37.5℃以上の発熱がある（あった）。
②	上記の他、以下の症状がある（あった）。 >咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻づまり、味覚障害、嗅覚障害、目の痛み、結膜の充血、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、吐気、嘔吐
③	保健所から「新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者」と認定された。

イ 出演者における感染対策

- ・楽屋は出演団体ごとにスペースを区切る。また楽屋は換気を徹底し1人あたりのスペースを十分確保する。
- ・同じ場所に複数の出演団体が待機することの無いよう、出演団体ごとに楽屋からステージまでの移動時間を区切り、入退場の導線を分ける。

ウ 町民作品展における感染対策

- ・中部地区において新型コロナウイルスの感染状況が増加傾向にある場合は、町民作品展を別に開催することを検討する。
(ロビー、ホワイエにおける観客の滞留を防止する)

エ 観客における感染対策

- ・入場者に対し、受付時に検温及び体調チェック表の記入を求める。
- ・原則1席空けた状態で着席し、最前列は着席不可とする。

(2) 事業中止の判断について

以下の状況となった場合、本事業を中止する。

①	事業当日の14日前までの間に、鳥取県に緊急事態宣言が発出され、又はまん延防止対策重点措置地域に指定された場合
②	事業当日の14日前までの間に、鳥取県版新型コロナ警報の内、中部地区に「特別警報」が発出された場合
③	その他、上記に該当しないが全県及び中部地区において新型コロナウイルスの感染状況が著しく増加傾向にあり、又は鳥取県の各種警戒情報が発出されている場合で、主催者が開催困難と判断した場合